

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、関係法令を遵守し、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

公表日

令和3年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</p> <p>・瑞穂市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童扶養手当認定請求者からの認定請求書の受理、審査又は請求に対する応答 ②児童扶養手当受給者からの各種届出書の受理、審査又は請求に対する応答 ③認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付 ④児童扶養手当の支払い、過払い金の返還請求 ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の依頼</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続に当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム／中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1第37項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第2の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 健康福祉部 子ども支援課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-322-3022

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない各支給要件に該当する児童を監護する母、監護し、かつこれと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第2の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成31年3月13日	I 5. ①部署	福祉部 福祉生活課	健康福祉部 福祉生活課	事後	部名の変更に伴うもの
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	福祉生活課長 平塚 直樹	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年3月13日	I 8. 連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	部名の変更に伴うもの
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	IVリスク対策	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	I 5. ①部署	健康福祉部 福祉生活課	健康福祉部 子ども支援課	事前	組織改編による事務移管
令和3年3月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	瑞穂市 健康福祉部 福祉生活課 058-327-4123	瑞穂市 健康福祉部 子ども支援課 058-322-3022	事前	組織改編による事務移管
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第2の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第2の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の項、65の項、87の項、116の項	事前	番号法の改正に伴うもの